

諮問番号：令和5年度諮問第3号

答申番号：令和5年度答申第3号

答 申 書

第1 審査会の結論

甲府市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が令和3年12月28日付けで審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第26条の規定に基づき保護を廃止するとともに令和4年1月分の生活保護費の返還を求める決定処分に係る審査請求については棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

1 事案の骨子

本件は、法に基づく生活保護について、令和3年12月24日、審査請求人から処分庁に対し、令和3年12月31日をもって生活保護を辞退する旨の生活保護辞退届（以下「本件辞退届」という。）が提出されたことを受け、処分庁が、令和3年12月28日付け保護廃止決定通知書をもって、令和4年1月1日付けで審査請求人の生活保護を廃止するとともに、同通知により令和4年1月分の生活保護費の返還を求める決定処分（以下「本件処分」という。）を行ったところ、審査請求人が、令和4年2月17日付けで本件処分について取消しを求め、本件審査請求を行ったものである。

2 関連法令等の定め

- (1) 法は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする（法第1条）。
- (2) 保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする（法第7条）。

- (3) 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない（法第26条）。
- (4) 法による保護の実施に係る事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務であり（法第84条の5、別表第3）、地方自治法第245条の9第1項及び第3項に基づく処理基準として、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）が定められている。
- (5) 保護の停止又は廃止は保護を要しなくなった日から行なうことを原則とする（課長通知第10の12）。
- (6) 被保護者から提出された「辞退届」が有効なものであり、かつ、保護を廃止することで直ちに急迫した状況に陥ると認められない場合には、当該保護を廃止して差し支えない。
- ただし、「辞退届」が有効となるためには、それが本人の任意かつ真摯な意思に基づくものであることが必要であり、保護の実施機関が「辞退届」の提出を強要してはならないことは言うまでもなく、本人が「保護を辞退する義務がある」と誤信して提出した「辞退届」や、本人の真意によらない「辞退届」は効力を有せず、これに基づき保護を廃止することはできないものである。
- また、「辞退届」が本人の任意かつ真摯な意思に基づいて提出された場合であっても、保護の廃止決定を行うに当たっては、例えば本人から自立の目途を聴取するなど、保護の廃止によって直ちに急迫した状況に陥ることのないよう留意すること（課長通知第10の12-3）。
- (7) （問）保護の廃止日について、例えば6月30日まで保護し、7月1日から廃止されるケースの廃止日は何月何日か。
- （答）設問の廃止日は7月1日である。法令の廃止において、その廃止が7月1日であるということは、その法令が有効に適用されるのは、6月30日までであるということの意味するが、これと同様に、設問の場合に、もし廃止日を6月30日とすれば、6月29日まで保護を行っ

たこととなるからである（生活保護手帳別冊問答集問10－20）。

3 前提事実

- (1) 処分庁は、平成28年6月1日、審査請求人に対する法に基づく生活保護を開始した。
- (2) 審査請求人は、令和3年12月24日、処分庁に対し、令和3年12月31日をもって生活保護を辞退する旨の辞退届を提出した。
- (3) 処分庁は、辞退届を受理する際、審査請求人に対し、令和4年1月1日付けで廃止となった場合、令和4年1月分生活保護費の戻入がある旨の説明を行った。
- (4) 処分庁は、令和3年12月27日、辞退届に基づくケース診断会議を開催し、審査請求人の辞退に伴う廃止を決定し、令和3年12月28日、ケース診断会議の決定に基づき令和4年1月1日をもって生活保護を廃止するとともに令和4年1月分の生活保護費の返還を求める本件処分を行った。
- (5) 審査請求人は、山梨県知事（以下「審査庁」という。）に対し、令和4年2月17日付けで本件処分の取消しを求める旨の本件審査請求を行った。
- (6) 審査庁は、山梨県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に対し、令和5年6月30日付けで本件審査請求に係る諮問書を提出した。

4 争点

本件保護廃止決定通知書にて、保護を廃止する時期として令和4年1月1日が記載されているが、令和4年1月1日が廃止された生活保護の有効期間に含まれるか。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 処分庁の手続きで、廃止の日付は令和4年1月1日になったのであり、

令和4年1月も受給月であることから、令和4年1月分の生活保護費を返還しなければならないのは、理解及び納得がいかない。

- (2) 仮に処分庁の誤りで生活保護費が振り込まれたとしても、その間違いを自分が補填する義務はない。
- (3) 処分庁による生活保護費返還に関する処分は、審査請求人の生活保護を受ける（受けた）権利を侵害されている。

2 処分庁の主張

- (1) 本件処分は、「生活保護手帳別冊問答集」第1編問10-20に記載のあるとおり、令和3年12月31日までを法の有効な適用期間とし、法の適用期間外となる生活保護費の返還を求めた本件処分に違法又は不当な点はない。
- (2) 処分庁による生活保護費返還に関する処分は、審査請求人の生活保護を受ける（受けた）権利を侵害されているとの主張については否認する。

第4 審理員意見の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2 理由

- (1) 本件では、令和3年12月24日、審査請求人は処分庁へ令和3年12月31日をもって生活保護を辞退する旨の本件辞退届を提出し、令和3年12月31日をもって廃止する申し出があったことから、課長通知第10の12-3に基づき処分庁が行った生活保護の廃止は適法である。
- (2) また、令和4年1月分生活保護費については、支給の原因がないことから、返還という処分は、適法なものである。

第5 審査庁の判断

- (1) 審査請求人が令和3年12月31日をもって廃止する申し出があったことから、課長通知第10の12-3に基づき処分庁が行った生活保護の廃止という処分は、適法なものと考えられる。
- (2) 本件処分は、「生活保護手帳別冊問答集」第1編問10-20に記載があるとおり、令和3年12月31日までを生活保護法の有効な適用期間とし、同法の適用期間外となる生活保護費の返還を求めた本件処分に違法または不当な点はない。

第6 調査審議の経過

- 令和5年7月 3日 審査庁から諮問書の提出
同年8月 2日 第1回審議
同年9月20日 第2回審議

第7 審査会の判断

1 審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件処分に係る争点について

- (1) 審査請求人は、生活保護廃止の日付は令和4年1月1日であり、令和4年1月も受給月であることから、支給された令和4年1月分の生活保護費を返還しなければならないのは、理解及び納得がいかないこと等を主張する。そこで、以下、令和4年1月1日が廃止された生活保護の有効期間に含まれるか検討する。
- (2) まず、保護の実施機関である処分庁は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない（法第26条）、保護受給中の者から辞退届が提出された場合には、被保護者から提出された辞退届が有効なものであり、かつ、保護を廃止することで直ちに急迫した状況に陥ると認められない場合には、当該保護を廃止して差し支えない。
辞退届が有効となるためには、それが本人の任意かつ真摯な意思に基づくものであることが必要であり、本人の任意かつ真摯な意思に基づいて提出された場合であっても、保護の廃止決定を行うに当たっては、保

護の廃止によって直ちに急迫した状況に陥ることのないよう留意することが必要となる（課長通知第10の12-3）。

本件についてみると、審査請求人は、令和3年12月24日に処分庁に対して、自ら作成、押印した本件辞退届を提出したものであり、提出の際に保護を辞退することや令和4年1月分の生活保護費の戻入があることに対しての不満や異議を述べた記述はなく、本件辞退届については、任意かつ真摯な意思に基づいて提出されたものと認められる。

さらに、処分庁は本件辞退届の提出を受け、令和3年12月27日にケース診断会議を開催し、保護の必要性を判断した上で保護の廃止を決定したものと認められる。

- (3) また、本件生活保護の廃止日については、生活保護手帳別冊問答集問10-20の記載に基づき定められたところ、生活保護手帳別冊問答集は「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）を基に生活保護の取扱い等について適正な処理を行うことができるよう作成されたものであり、生活保護の実施事務の処理基準である課長通知を補うものである。そこで、当審査会としても、これを踏まえて検討する。

本件では、令和3年12月31日までの保護を行い、令和4年1月1日から保護を廃止したものであり、この場合の廃止日を令和4年1月1日とした処分庁の処分は、生活保護手帳別冊問答集問10-20の記載のとおりに行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。

- (4) このように、審査請求人に対する保護期間は令和3年12月31日までとなり、令和4年1月1日については保護期間に含まれないことから、審査請求人に支給された令和4年1月の生活保護費については、法律上の原因がなく、民法（明治29年法律第89号）第703条の不当利得返還請求権に基づき返還請求した点について違法又は不当な点は認められない。

- (5) なお、審査請求人は、本件処分が審査請求人の生活保護を受ける（受けた）権利を侵害されている旨主張するが、本件処分に違法又は不当な点は認められないものであり、本件処分による審査請求人の生活保護を受ける（受けた）権利の侵害性を判断するまでもない。

3 結論

以上検討したところによれば、本件処分を行うに際しての審査過程に看過し難い過誤欠落は認められず、本件処分に違法又は不当とすべき事実も認められない。

したがって、本件審査請求には理由がないと認められるため、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

山梨県行政不服審査会

委員 關本 喜文

委員 小林 真理子

委員 吉澤 宏治